

令和 8 年度宿毛市介護人材定着支援金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、宿毛市補助金交付規則（昭和 4 8 年宿毛市規則第 9 号）第 1 9 条の規定により宿毛市介護人材定着支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 市長は、介護人材の定着及び介護保険サービスを安定的に提供できる体制を構築することを目的として、宿毛市内の介護保険事業所等において新たに介護職員として就業した者に対し、予算の範囲内において支援金を交付する。

(交付対象者及び交付額)

第 3 条 支援金の交付の対象となる者及び交付額は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

(支援金の交付申請)

第 4 条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、支援金交付申請書兼請求書（第 1 号様式）に別表第 1 に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項に掲げる交付申請書兼請求書の提出期限は、令和 9 年 3 月 3 1 日とする。

(支援金の交付決定)

第 5 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査しその適否を決定し、支援金交付（不交付）決定通知書（第 3 号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定をした場合においては、申請書を支援金の請求書とみなし、支援金を交付するものとする。

(交付決定の取消及び返還)

第 6 条 市長は、申請により支援金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 支援金の申請に関し、偽りその他の不正の行為があったと認めたとき。

(2) 交付決定者が、別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認められるとき。

(3) その他市長が交付決定を取り消す必要があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定により交付決定の取消をしたときは、期限を定めて、交付決定者に対して当該支援金の全部又は一部の返還を命じることができる。この

場合において、交付決定者は、遅延なくこれを市長に返還しなければならない。

- 4 市長は、第1項の規定による支援金の取消により交付決定者に損害が生じることがあってもその賠償の責めを負わない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条の規定については、同日後もなおその効力を有する。

別表第1（第3条、第4条関係）

交付対象者	交付要件	交付額	提出書類
介護保険サービス事業所に新たに介護職員として専ら従事するために就業した者	以下の要件を全て満たす者であること。ただし、同一系列法人内の異動又は他の介護保険サービス事業所の介護職員からの転職者（※）でない者に限る。	就業奨励金として次のいずれかを支給する。なお、交付の回数は、同一の交付対象者につき1回を限度とする。 (1) 正規雇用職員 100,000円 (2) 契約職員又はパートタイム 50,000円 ※「正規雇用職員」とは、無期雇用の者とし、正規雇用であっても有期雇用の場合は(2)の規定を適用するものとする。 ※「契約職員又はパートタイム」は、週3日以上勤務する者を交付対象とする。	次のとおりとする。 (1) 事業者が発行する就業証明書（第2号様式） (2) 宿毛市税の完納証明書または宿毛市税の調査に関する同意書 (3) 本人確認書類（個人番号カード、運転免許証等） (4) 宿毛市事業等からの暴力団の排除に関する規則第4条各号のいずれにも該当する者ではないことの誓約書及び照会承諾書 (5) その他市長が必要と認める書類
	(1) 令和8年1月1日から同年12月31日までに、宿毛市内のいずれかの介護保険サービス事業所等に新たに介護職員として就業し、90日が経過した者。ただし、人材派遣又は紹介会社を通じて就業した者は対象外とする。		
	(2) 宿毛市税の滞納が無いこと。		
	(3) 令和8年度宿毛市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金の交付要件に該当する者でないこと。		

※ 本要綱において転職者とは、前職の退職日の翌日から起算して3か月以内に、新たに雇用された者を指す。

別表第2（第6条関係）

- 1 暴力団(宿毛市暴力団排除条例(平成23年宿毛市条例第3号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。
- 2 暴排条例第11条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の交付者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財政上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。